

3 予防接種

(1) 予防接種法

予防接種法（平成 25 年 4 月 1 日に改正法施行）は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的としている。

(2) 予防接種の実施

① 対象疾病

- ・ A 類疾病（主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点。本人に努力義務。接種勧奨有り）
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん（はしか）、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b 感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）、痘そう（天然痘）*
*痘そうは政令事項。定期接種は現在実施していない。（生物テロ等により、まん延の危険性が増大した場合、臨時の予防接種として実施）
- ・ B 類疾病（主に個人予防に重点。努力義務無し。接種勧奨無し。）
インフルエンザ
*新たなワクチンの開発や感染症のまん延に柔軟に対応できるよう、政令で対象疾病を追加できる。

② 定期の予防接種（通常時に行う予防接種）

実施主体は市町村。費用は市町村負担（経済的理由がある場合を除き、実費徴収が可能。）

③ 臨時の予防接種

- ・ まん延予防上、緊急の必要があるときに実施。実施主体は都道府県又は市町村。
- ・ 努力義務を課す臨時接種と、努力義務を課さない臨時接種（弱毒型インフルエンザ等を想定）がある。

(3) 定期接種の対象者*1

A 類疾病	【法律事項】	ジフテリア・百日せき 急性灰白髄炎（ポリオ）・破傷風	第 1 期：生後 3 月から生後 9 0 月 第 2 期：11 歳以上 13 歳未満 (第 2 期はジフテリア・破傷風のみ)
		麻しん・風しん	第 1 期：生後 12 月から生後 24 月 第 2 期：5 歳以上 7 歳未満のうち、 就学前 1 年
		日本脳炎*2	第 1 期：生後 6 月から生後 90 月 第 2 期：9 歳以上 13 歳未満
		結核（B C G）	生後 1 歳に達するまで
		H i b 感染症	生後 2 月から生後 60 月
		小児の肺炎球菌感染症	生後 2 月から生後 60 月
		ヒトパピローマウイルス感染症*3	小学 6 年～高校 1 年生相当の女子
		痘そう【政令事項】	定期接種は実施していない
B 類疾病		インフルエンザ【政令事項】	① 65 歳以上の高齢者 ② 60 歳から 65 歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者

- * 1 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず、接種機会を逃がした者は、快復時から2年間（一部上限年齢あり）は定期接種の対象
- * 2 日本脳炎について、平成7年度～平成18年度生まれの者（積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃がした者）は、20歳になるまで定期接種の対象
- * 3 平成25年6月14日から積極的な接種勧奨差し控え（定期接種は継続）

予防接種の多くは、乳幼児期に行われる。その対象疾患の学校における流行を防止するためには、入学前に予防接種を完了するよう、就学時健康診断等において保護者へ働きかけることが望ましい。また、結核や麻疹、風しん等の患者が学校内において発生した場合に備え、児童生徒の入学時に予防接種状況の確認を行っておくとよい。在学時に定期接種の対象となる児童生徒の接種勧奨等については、衛生部局と連携する。

(4) 副反応報告制度と健康被害救済制度

医療機関等は、予防接種による副反応を知ったときは、厚生労働大臣へ報告しなければならない。厚生労働大臣は、報告の状況について審議会に報告し、必要に応じて予防接種の適正な実施のために必要な措置を講ずることになっている。

なお、予防接種等を受けた児童生徒が、接種後に、学校において何らかの症状を訴えた場合、保護者に連絡し、医療機関受診等の適切な対応を行う。

季節性インフルエンザワクチン接種後の副反応

〔比較的頻度が高い副反応〕

- ・接種した部（局所）の発赤（赤み）、腫脹（腫れ）、疼痛（痛み）など
→接種を受けた者の10～20%に起こる。通常2～3日で消失
- ・全身性の反応：発熱、頭痛、悪寒（寒気）、倦怠感（だるさ）など
→接種を受けた者の5～10%にみられる。通常2～3日で消失

〔まれにある副反応〕

- ・ワクチンに対するアレルギー反応（発疹、じんましん、発赤（赤み）、掻痒感（かゆみ））

〔非常に重い副反応〕

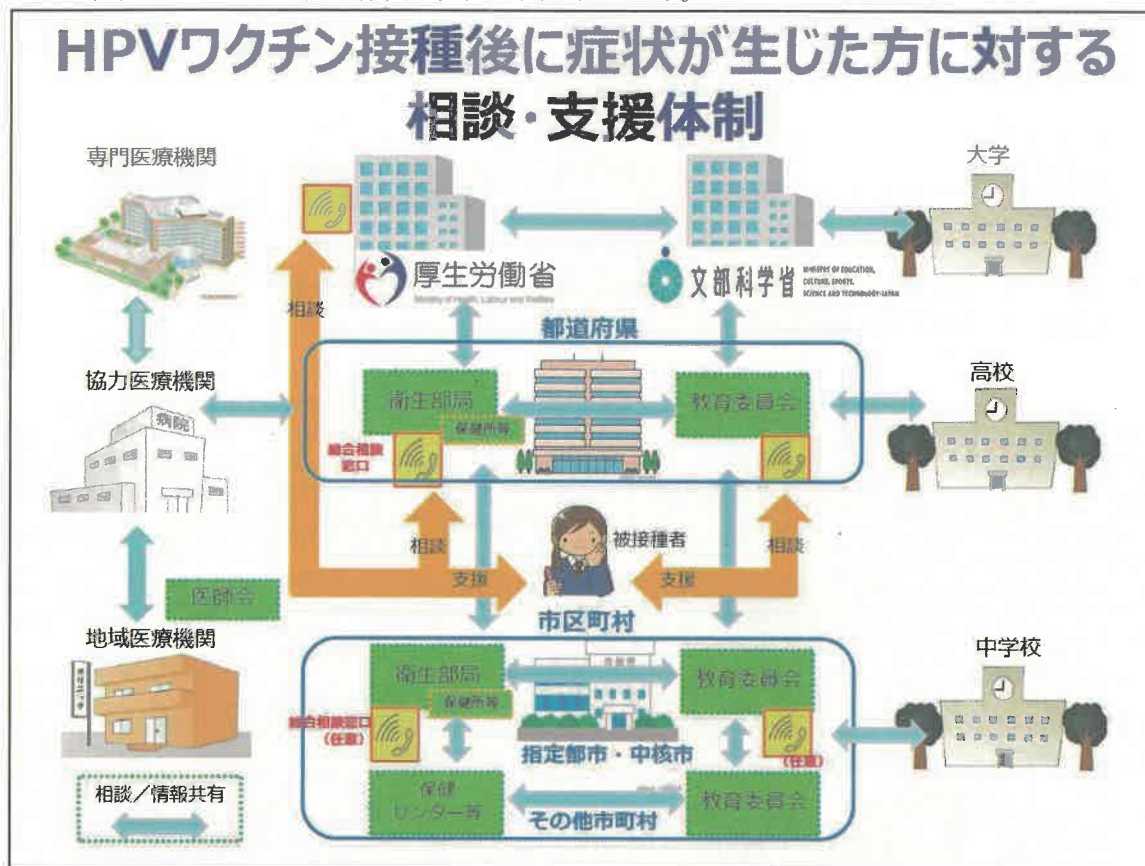
- ・ギランバレー症候群、急性脳症、急性散在性脳脊髄炎、けいれん、肝機能障害、喘息発作、紫斑など（ワクチン接種との因果関係は必ずしも明らかではない。）

予防接種により健康被害が生じた場合には、医療費・医療手当、死亡した場合の補償（死亡一時金等）、障害年金等が支払われることになっている。

(5) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の対応

平成 25 年 4 月 1 日から予防接種法に基づく定期予防接種となった「ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン」については、平成 25 年度第 2 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、平成 25 年度第 2 回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会(合同開催)」において、ワクチンとの因果関係を否定できない特異的な副反応が見られたことから、同年 6 月 14 日より定期接種は継続するものの、積極的な接種勧奨を控えることとなった。

また、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方に対する相談・支援体制の充実についての協力依頼が平成 27 年 9 月 30 日に厚生労働省及び文部科学省より各都道府県等にあり、相談窓口や協力医療機関の充実が図られている。



◆ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方に対する相談窓口一覧

【栃木県】

(平成 28 年 6 月 1 日現在)

衛生部門担当窓口	連絡先	教育部門担当窓口	連絡先
保健福祉部健康増進課	028-623-3089	教育委員会事務局健康福利課	028-623-3418

◆ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関

【栃木県】

(平成 28 年 11 月 17 日現在)

選定医療機関名	窓口診療科	連絡先
自治医科大学附属病院	産婦人科	TEL:0285-44-2111 (大代表) FAX:0285-40-6016
獨協医科大学病院	産婦人科	TEL:0282-86-1111 FAX:0282-86-4775

※詳細は、栃木県ホームページに掲載されている「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関について」を参照

※他県の協力医療機関については、厚生労働省ホームページに掲載されている「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関」を参照

ヒトパピローマウイルス感染症のワクチンの接種に関連して、学校生活に支障が生じる場合があるため、各学校においては、教職員等のワクチン接種に関連した症状に関する理解を深める。

また、学校、保護者、主治医・学校医等と連携を図るとともに、個々の生徒の心身の状態に応じ、学習面を含め学校生活の様々な面で適切な配慮（補習等による学習支援や学校内での生活に関する負担軽減、学習しやすい環境の整備等）を行うことが求められる。

事 務 連 絡
平成 25 年 9 月 3 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国立大学法人事務局

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課
初等中等教育局特別支援教育課

子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連したと思われる症状により
教育活動の制限が生じた生徒への適切な対応について

子宮頸がん予防ワクチンの接種は、これまで厚生労働省における「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」（平成22～24年度）として市区町村において実施されてきましたが、平成25年度からは新たに予防接種法に基づく定期接種の対象となり、実施されております。

一方で、子宮頸がん予防ワクチン（以下、「ワクチン」という。）の接種が原因と思われる様々な健康被害が報告されており、中には学校を長期休業せざるを得ない事例もあるとの指摘もあります。

これらの状況を踏まえ、文部科学省においては、生徒に対する個別指導等に適切に対応するため、ワクチンの接種に関連した欠席等の状況について調査を実施し、このたび別添のとおり集計結果がまとまりましたのでお知らせします。

本ワクチンについては、「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応及び質疑応答について」（平成25年6月28日付け事務連絡）により、適切な対応をお願いしてきたところですが、一方で、ワクチン接種に関連した症状により通常の学校生活を送ることに支障が生じているにもかかわらず、まわりの人から十分な理解を得られなかったなどの事例があるとの指摘もなされています。

このため、各学校においては、教職員等のワクチン接種に関連した症状に関する理解を深めるとともに、別添中の「学校における個別の配慮の例」を参考に、必要に応じて学級担任、養護教諭、関係教職員等が連携しつつ、個々の生徒の心身の状態に応じ、学習面を含め学校生活の様々な面で適切に御配慮いただきますようお願いいたします。

また、ワクチン接種後に体調の変化が認められた生徒が、医療機関及び市区町村又は保健所等行政機関に相談されたことがない場合については、当該生徒やその保護者に連絡して、関係機関への受診又は相談を勧めることについても、併せて御配慮願います。

なお、病弱・身体虚弱の幼児児童生徒で病院等に入院又は通院して治療を受けている、いわゆる病気療養児への教育の充実については、「病気療養児に対する教育の充実について」（平成25年3月4日付け通知）を発出しているところであり、これを踏まえ、適切に対処していただきますようお願いいたします。

つきましては、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人に対し、附属学校を置く各国立大学法人事務局におかれては所管の附属学校に対して、それぞれ周知の上、当該生徒に対する適切な対応や個別の配慮等に、引き続き、取り組まれるよう御協力をお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課 保健管理係
TEL：03-5253-4111（代）（内線 2976）

24初特支第20号
平成25年3月4日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長

大山 真 木



(印影印刷)

病気療養児に対する教育の充実について（通知）

近年、医療の進歩等による入院期間の短期化や、短期間で入退院を繰り返す者、退院後も引き続き治療や生活規制が必要なために小・中学校等への通学が困難な者への対応など、病弱・身体虚弱の幼児児童生徒で病院等に入院又は通院して治療を受けている者（以下「病気療養児」という。）を取り巻く環境は、大きく変化しています。

また、このたび、政府の第二期がん対策推進基本計画（平成24年6月）等に基づき、厚生労働省において、全国15か所の「小児がん拠点病院」の指定が別添のとおり行われました。現在、診療機能の充実及びより良い診療体制の整備のため、このような専門医療の集約化、ネットワーク化が進められつつあります。

については、今後の病気療養児への指導等の在り方について、「病気療養児の教育について（平成6年12月21日付文初特第294号）」（以下「病気療養児の教育についての通知」という。）により提示した取組の徹底を図るとともに、特に留意いただきたい事項について下記のとおり整理しましたので、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学長におかれては附属学校に対して、周知を図るようお願いします。

記

（1）小児がん拠点病院の指定に伴う対応

小児がん拠点病院の指定により、市町村や都道府県を越えて小児がん拠点病院に入院する病気療養児の増加に伴い、転学及び区域外就学に係る手続の増加や短期間での頻繁

な入退院の増加が予想されることなどを踏まえ、以下について適切に対応すること。

- ① 都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県知事、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長及び各国立大学法人学長（以下「教育委員会等」という。）は、病気療養児の転学及び区域外就学に係る手続について、病気療養児の教育についての通知で提示されているとおり、可能な限りその簡素化を図るとともに、それらの手続きが滞ることがないように、域内の市町村教育委員会及び所轄の学校等に対して、必要な助言又は援助を行うこと。
- ② 教育委員会等は、病気療養児の教育についての通知で提示されている取組に加え、入院中の病気療養児の交流及び共同学習についても、その充実を図るとともに、域内の市町村教育委員会及び所轄の学校等に対して、必要な助言又は援助を行うこと。
- ③ 教育委員会等は、後期中等教育を受ける病気療養児について、入退院に伴う編入学・転入学等の手続が円滑に行われるよう、事前に修得単位の取扱い、指導内容・方法及び所要の事務手続等について関係機関の間で共有を図り、適切に対応すること。
- ④ 病弱者を対象とする特別支援学校は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、病気療養児への指導に係る助言又は援助に努めること。

（2）病院を退院後も通学が困難な病気療養児への対応

感染症への対策などの治療上必要な対応や継続的な通院を要するため、病院を退院後も学校への通学が困難な病気療養児に対し、以下について適切に対応すること。

- ① 通学が困難な病気療養児の在籍校及びその設置者は、当該病気療養児の病状や教育的ニーズを踏まえた指導が可能となるよう、病弱者を対象とする特別支援学校、小・中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級、通級による指導などにより、当該病気療養児のための教育環境の整備を図ること。
- ② 通学が困難な病気療養児の在籍校及びその設置者は、当該病気療養児に対する指導に当たり、訪問教育やICT等を活用した指導の実施などにより、効果的な指導方法の工夫を行うこと。
- ③ 通学が困難な病気療養児の在籍校及びその設置者は、退院後にあっても当該病気療養児への教育への継続が図られるよう、保護者、医療機関、近隣の特別支援学校等との十分な連携体制を確保すること。
- ④ 教育委員会等は、域内の市町村教育委員会及び所轄の学校等が行う上記①～③の取組に対し、必要な助言又は援助を行うこと。

（3）その他

上記のほか、教育委員会等は、域内の市町村教育委員会及び所轄の学校等に対し、「病気の子どもへの理解のために（全国特別支援学校病弱教育校長会及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所作成）」等の資料を周知するなど、病気療養児に対する教育につ

いての理解啓発に努めること。

(参考：「病気療養児の教育について」掲載URL)

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19941221001/t19941221001.html

(参考：「病気の子どもの理解のために」掲載URL)

<http://www.nise.go.jp/portal/learn/shiryou/byouiyaku/supportbooklet.html>

(参考：「がん対策推進基本計画」掲載URL)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画調査係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話：03-5253-4111（内線）3193

FAX：03-6734-3737

E-mail：tokubetu@mext.go.jp